

川口市モバイルWi-Fiルーター貸与運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市内小・中学校に在籍し、家庭に無線によるインターネット環境のない児童生徒の家庭学習の支援を目的とした、川口市教育委員会が管理するモバイルWi-Fiルーター及び付属品（以下「ルーター」という。）の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(ルーターの管理)

第2条 ルーターの管理は庶務課長が行い、その取扱いについては庶務課長が指定した職員が行うものとする。

(貸出対象)

第3条 庶務課長は、次に掲げる者にルーターの貸与を行うことができる。

- (1) 川口市内小・中学校に在籍し、家庭に無線によるインターネット環境のない児童生徒の保護者
- (2) 前号に掲げるもののほか、庶務課長が特に必要と認めた者

(貸出台数)

第4条 ルーターの貸与台数は、原則1家庭1台とする。

(貸与申請)

第5条 ルーターの貸与申請をする者（以下「申請者」という。）は、モバイルWi-Fiルーター貸与申請書（様式第1号）を児童生徒が所属する学校長へ提出しなければならない。

- 2 前項の申請にあたっては、運転免許証の写し等、申請者の本人確認ができる書類を添付しなければならない。
- 3 学校長は、申請者から前2項に規定する書類の提出を受けたときは、モバイルWi-Fiルーター貸与願（様式第2号）を付して、庶務課長あて提出しなければならない。

(貸与の決定)

第6条 庶務課長は、ルーターの貸与申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査等により、ルーターを貸与すべきものと認めたときは、速やかにルーターの貸与の決定を行い、申請者に貸与許可書（様式第3号）を発行するものとする。

- 2 貸与許可後においても、第1条に規定する目的に反し、又は庶務課長の判断により利用に問題があると認められた場合においては、その許可を取消することができる。

(異動の届出)

第7条 ルーターの貸付けを受けている者（以下「借受人」という。）は、モバイルWi-Fiルーター貸与申請書（様式第1号）の内容に変更が生じた場合には、変更届書（様式第4号）を庶務課長へ提出しなければならない。

(ルーターの貸与方法)

第8条 ルーターの貸与は、学校で行うものとする。

(ルーターの使用)

第9条 借受人は、細心の注意を払い、ルーターの使用に努めなければならない。

- 2 借受人は、承認を受けた家庭学習以外の用途に使用してはならない。
- 3 ルーターの使用にあたって必要な設定は、借受人が行うものとする。
- 4 通信契約は、借受人が行い、ルーターの使用に係る電気料金及び通信料金は、借受人が負担するものとする。
- 5 借受人は、ルーターに不具合等が生じた場合や、紛失、破損等させた場合には、庶務課長に速やかにその旨を届け出なければならない。
- 6 借受人は、ルーターを利用する権利を他人に譲渡、若しくは転貸、又はルーターを営利目的の活動に使用してはならない。
- 7 借受人が生活保護世帯及び就学援助世帯である場合は、第4項の規定にかかわらず、川口市が通信契約を行い、その通信料を負担するものとする。

(損害賠償等)

第10条 借受人は、ルーターを破損し、汚損し、又は紛失したときは、貸与物品亡失等届（様式第5号）を庶務課長へ速やかに提出しなければならない。

- 2 本要綱に定めるルーターを第1条に規定する使用目的以外の用途に使用し、費用が生じたときは、借受人の負担とする。

(返却)

第11条 借受人は、第3条に規定する貸出対象に該当しなくなったときは、速やかに返却しなければならない。

- 2 借受人は返却の際に、次に掲げる事項を確認しなければならない。
- (1) 故障・破損の有無
 - (2) A Cアダプタ等の付属品の有無
- 3 庶務課長は、第1項の規定によりルーターの返却を受けたときは、破損、汚損、紛失等の有無及び通信利用状況について確認するものとする。

(貸出停止)

第12条 借受人がこの要綱に違反した場合は、以後の貸与を認めない場合がある。

(その他)

第13条 管理及び貸出に関して、この要綱で定められていない事項が発生した場合は、庶務課長の判断により取扱いを決定する。

附 則

この要綱は、令和3年6月18日から施行する。